

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(支給範囲及び手当月額) 第2条 条例第13条第1項に規定する市規則で指定する職員は、危機管理監の職及び別表に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）とし、管理職手当の月額、危機管理監の職にある職員にあつては、第1号に掲げる額、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第5条第17項に規定する算出率を乗じて得た額）とする。 (1) 1種甲 <u>145,000円</u> (2) 1種乙 <u>141,000円</u> (3) 1種丙 <u>129,000円</u> (4) 2種甲 <u>117,000円</u>	(支給範囲及び手当月額) 第2条 [同左] (1) 1種甲 <u>144,000円</u> (2) 1種乙 <u>140,000円</u> (3) 1種丙 <u>128,000円</u> (4) 2種甲 <u>114,000円</u>

(5) 2 種乙 <u>97,000円</u> (6) 3 種甲 <u>88,000円</u> (7) 3 種乙 <u>80,000円</u> (8) 3 種丙 <u>69,000円</u> (9) 4 種甲 <u>67,000円</u>	(5) 2 種乙 <u>94,000円</u> (6) 3 種甲 <u>85,000円</u> (7) 3 種乙 <u>78,000円</u> (8) 3 種丙 <u>67,000円</u> (9) 4 種甲 <u>65,000円</u>
2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員 (区長の職にある職員を除く。)のうち地方 公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 4第3項に規定する定年前再任用短時間勤 務職員の管理職手当の月額は、危機管理監 の職にある職員にあつては、第1号に掲げ る額に、別表に掲げる職にある職員にあつ ては、同表の職欄に掲げる職に対応する同 表の区分欄に定める区分(当該区分が3種 乙である職のうち、複数の組織の業務を総 括する職その他の総務局長が定める特に重 要な職にあつては、3種甲)に応じて、次 の各号に掲げる額に、それぞれ条例第5条 第17項に規定する算出率を乗じて得た額と する。 (1) 1 種甲 <u>112,000円</u> (2) 1 種乙 <u>108,000円</u> (3) 1 種丙 <u>99,000円</u> (4) 2 種甲 <u>90,000円</u> (5) 2 種乙 <u>71,000円</u> (6) 3 種甲 <u>62,000円</u> (7) 3 種乙 <u>59,000円</u> (8) 3 種丙 <u>50,000円</u> (9) 4 種甲 <u>48,000円</u>	2 [同左] (1) 1 種甲 <u>109,000円</u> (2) 1 種乙 <u>105,000円</u> (3) 1 種丙 <u>96,000円</u> (4) 2 種甲 <u>87,000円</u> (5) 2 種乙 <u>69,000円</u> (6) 3 種甲 <u>60,000円</u> (7) 3 種乙 <u>57,000円</u> (8) 3 種丙 <u>49,000円</u> (9) 4 種甲 <u>47,000円</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（手当の内払）

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、総務局長が定める。

（令和6年11月29日揭示済）